

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費および医療費通知について～

■高額介護合算療養費について

後期高齢者医療制度に加入している方が、病院にかかったときと介護サービスを利用したときの1年分の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

なお、支給を受けるには住民課への申請が必要となります。

※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※限度額を超えた自己負担額が500円以下の場合には支給されません。

支給対象者には1月末までに申請書が届きます。

◆自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		限度額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知について

被保険者の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関を受診した全ての被保険者へ送付します。

なお、発行月は3月と9月です。

【イメージ図】

受付年月	診療を受けた医療機関等	医療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	○病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	×薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知を活用

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。

※通知内容について、診療日数などに間違いがないかご確認ください。

■問合せ：北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
住民課戸籍保険グループ ☎76-2130

雪による事故に注意しましょう



除雪中の事故防止10カ条

○屋根の雪下ろし

- ・雪下ろしは、1人ではなく複数人で声を掛けあって！
- ・靴やはしごには滑り止めを、腰には命綱を着けて！
- ・晴れた日ほどご用心！屋根の雪と一緒に転落注意！
- ・落とした雪の先に人がいないか、周囲を確認！
- ・屋根や建物の周りに雪を残して雪下ろし！
- ・万一に備え、携帯電話を身につけて！

○除雪

- ・健康に注意！無理な作業はしない！
- ・服装に注意！除雪機に巻き込まれない服装で！
- ・除雪機のトラブル時はエンジン停止！
- ・除雪機はこまめに手入れ、点検を！



暴風雪で車が雪に埋まったときは 一酸化炭素中毒に注意！

！原則エンジン停止

一酸化炭素中毒の危険をなくすにはエンジンを切ることが大切です。防寒着や毛布、新聞紙などで体温の低下を防ぎましょう。



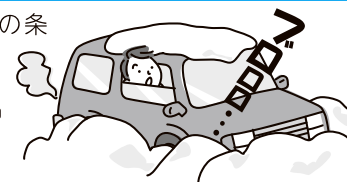
！エンジンをかけるときは

防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときには、排気管出口を除雪し、追加の降雪や吹きだまりによる再埋没させないように注意しましょう。



！窓を開けていても絶対安全とは言えません

風向や窓の開度などの条件によっては、窓を開けていても閉めているときより一酸化炭素中毒の危険性が高くなることもあります。



止むを得ず車で外出するときは

- 天気の急変などにより車が立ち往生することを想定して、防寒着、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認しましょう。

